

あらゆる反動・妨害のりええ 5.4サミット戦争会議粉碎肉争に起ころ

日刊 動労千葉

86. 5. 2
No. 2230

国鉄千葉動力車労働組合

四・二五当局申し入れに対する 抗議 声 明

国鉄当局は、四月二十五日、国鉄千葉動力車労働組合に対し、動労千葉が組織決定にもとずき取り組んでいる「天皇在位六〇年式典粉碎・中曽根内閣打倒四・二九全国総決起集会」および「東京サミット粉碎・中曽根内閣打倒五・四全国総決起集会」への参加について、「集会等に参加し、国民の批判を招くような事態を生じしめるならば……」と「厳正な措置をとらざるを得ないことを警告する。」という「申入書」（千総労第一五号）を發出してきた。

そして、四月二十六日以降、全国の職場に同趣旨の「警告文」が掲示され、年休を一切認めない攻撃がされている。これは、全ての労働者・人民が憲法によって保障されている「思想および良心の自由」（第十九条）「集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由」（第二十一条）を踏みこむる違法行為であり、労働組合の団結権に対する支配介入であり、断じて容認することはできない。

そもそも、「四・二九」および「五・四」集会およびデモ行進は、四八名にも及ぶ全国の心ある人士が呼びかけ人となり「反動・中曽根内閣打倒」をかかげて開催するものであり、労働組合はもちろん、この趣旨に賛同する全ての労働者・人民が自主的的判断をもってこの集会に参加することに何らの問題もないことは明白である。

今日、反動・中曽根内閣によって、改憲・軍事大国化へ向けた「戦後政治の総決算」攻撃が、臨調―行革攻撃を中心に展開されており、「行革の目玉」とされ「三人に一人」の首切り攻撃にさらされている国鉄労働者がこの集会に結集することは、むしろ当然と言わねばならない。

この動労千葉に対する「申入書」および職場での掲示、年休規制等攻撃は、反動・中曽根内閣が、全公務員、政府関係機関の職員に対し「職員の服務規律の確保について」なる通達を出したことに依拠して出されるものであり、戒厳令的過剰警備と併せ、「天皇式典」および「東京サミット」反対の労働者・人民の声を力づくで圧殺しようとする攻撃である。

自らの反動政策に反対する労働者・人民の当然の闘いを分断し孤立化させて解体するために、「過激派」「極左暴力集団」などのレッテルをはり、「国民の批判」を言いたて、あたかも集会に参加すること自体が処罰の対象であるかのような恫喝にいま屈するならば、日本の労働者・人民の未来は暗黒である。

一九八六年四月二十八日

国鉄千葉動力車労働組合



▲空前の戒厳令弾圧うち破り、勝利した天皇式典粉碎=4.29肉争。(於東京)
▲何か「温かく迎えようだ!」リビア侵略の張本人共の戦争への会議など「絶対」に許すものか!

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ!

